

# 令和 8 年度・令和 9 年度舗装業者工事施工能力審査申請の手引き

## (第 1 回) 補足事項

(県内業者・県外業者共通)

### II 申請書類について

#### 1 申請書類及び綴り方について

##### ② 様式 2 職員調書について

添付資料（主任技術者及びオペレーター共通）

- 「自社の常勤職員であることが確認できる資料」に関する補足事項

健康保険証の有効期限は、令和 7 年 12 月 1 日で満了となるが、今回の舗装業者工事施工能力審査における審査基準日は令和 7 年 12 月 1 日であるため、従来の健康保険証の写しでも添付可能とする。